

エネルギーはつくる・ためる・つかう時代へ

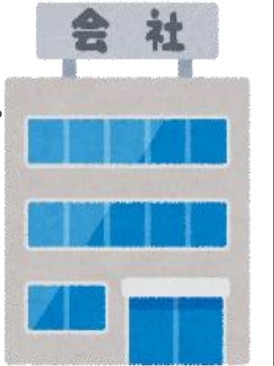
宮古市

蓄電池システム

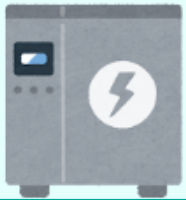
導入促進費補助金



令和4年度から
法人または団体も
対象となりました。

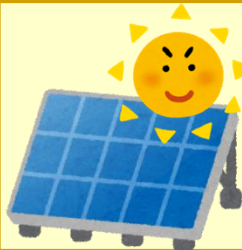


蓄電池システム補助金



蓄電池の
定格容量(kWh)×3万円
(上限20万円)

太陽光発電システム補助金



太陽電池の
最大出力(kW)×4万円
(上限25万円)



太陽光発電システム補助金
と併せることで

最大45万円

の補助

詳しくは裏面の「補助制度の概要」をご確認ください。

宮古市では、再生可能エネルギーの積極的な活用による地球温暖化対策や災害時に強いまちづくりを推進するため、蓄電池システムを設置する方に、設置費用の一部を補助します。

宮古市エネルギー推進課

〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号 ☎ 0193-68-9079



補助制度の概要 (詳細は補助金交付要綱をご覧ください)

申請期限

住宅用太陽光発電システムと接続した日から

3ヶ月以内※1に申請

※1 令和5年度から事前申請のみとなります。

対象システム

次の①～⑤のすべての要件を満たす蓄電池システム

- ① 蓄電池及びパワーコンディショナーにより一体的に構成されたシステムで、住宅用太陽光発電システムと接続していること。
- ② 設置された場所に固定されていること。
- ③ システム設置の際、未使用品であること。
- ④ **岩手県内※2**に本店、支店、営業所等を有する販売店又は施工業者により設置されたものであること。

※2 令和5年度から宮古市内に限定となります。

- ⑤ 他の制度による補助金等の交付を受けていないこと。

《 補助対象経費 》

蓄電池、パワーコンディショナー、
その他付属機器等の購入及び設置工事に要する経費



補助対象者

次の①～③のいずれかに該当し、かつ市税を滞納していない者

- ① 自らが居住する市内の戸建て住宅に蓄電池システムを新たに設置した方
- ② 蓄電池システムが設置された市内の建売住宅を購入し、自らが居住している方
- ③ 事業の用に供する市内の施設等に蓄電池システムを新たに設置した法人又は団体

補助金額

蓄電池の定格容量 (kWh) × **3万円** (上限20万円)

(例) 6.25kWhの蓄電池を設置した場合

$6.25\text{kWh} \times 3\text{万円} = 187,500\text{円}$ (1,000円未満切捨て)

補助金の交付は **187,000円** となります。

書類の提出・ お問い合わせ

〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号
宮古市役所4階 エネルギー推進課
TEL : 0193-68-9079 (直通)
FAX : 0193-63-9114

浄土ヶ浜
いいいろ
1116

